

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

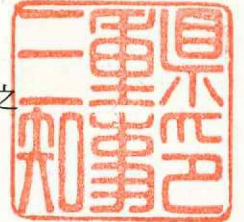
複写

優良

住所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
氏名 大栄環境株式会社
代表取締役 金子 文雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和4年8月8日
許可の有効年月日 令和11年6月30日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(ｶﾞｽ油又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシン類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ油又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾌｻﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジキサンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ油又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾌｻﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ油又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ﾌﾗﾑ、ｼﾞｻﾞﾝ、ﾌｻﾞﾝｶﾙﾌﾞ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、特定有害銻さい(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ油又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、ｶﾞｽ油又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等 以上106種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 1日	新規許可	平成16年 9月21日	変更許可	平成21年 9月24日	変更許可
平成 9年10月31日	変更許可	平成17年 2月15日	変更許可	平成23年 7月 1日	優良確認
平成10年 7月 1日	更新許可	平成18年 2月 3日	変更許可	平成25年 8月20日	変更許可
平成14年 7月31日	変更許可	平成19年11月20日	変更許可	平成26年 1月30日	変更許可
平成15年 7月 1日	更新許可	平成20年 7月 1日	更新許可	平成27年 7月10日	更新許可
平成15年12月22日	変更許可	平成21年 3月10日	変更許可		

【注意】
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

5. 積替え許可の有無 無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無